

令和 3 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数公表します。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日現在の等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職

職務 の級	等級別基準職務表に 規定する基準となる べき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う 職務	29 人	8.0%	主事 技師 保育士 保健師	17 人 1 人 9 人 2 人	119 人	33.0%	主事級
2 級	高度な知識又は経験 を必要とする業務を 行う職務	90 人	24.9%	主事 技師 栄養士 保育士 保健師 看護師	65 人 4 人 1 人 12 人 7 人 1 人			
3 級	主任の職務	91 人	25.2%	主任 主任栄養士 主任保育士 主任保健師 再任用（主任級）	65 人 1 人 18 人 5 人 2 人	91 人	25.2%	主任級
4 級	主査の職務	58 人	16.1%	主査 上席保育士	55 人 3 人	58 人	16.1%	主査級
5 級	課長補佐又は主幹の 職務	56 人	15.5%	課長補佐 指導主事 主幹 館長（主幹級） 再任用（主幹級）	12 人 4 人 34 人 1 人 5 人	56 人	15.5%	課長補佐級
6 級	課長の職務	22 人	6.1%	課長 副参事	20 人 2 人	22 人	6.1%	課長級
7 級	部長又は参事の職務	15 人	4.2%	部長 参事 会計管理者 事務局長	7 人 6 人 1 人 1 人	15 人	4.2%	部長級
合 計		361 人	100%					

※（％）は各項目で四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。

○技能労務職

職務 の級	等級別基準職務表に 規定する基準となる べき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	校務員、土木工手等労 務職員の職務	8人	53.3%	給食調理員 調理員 校務員	2人 2人 4人	8人	53.3%	労務 職員
2級	自動車運転手、作業員 等技能職員の職務 校務員、土木工手等労 務職員の主任の職務	4人	26.7%	給食調理員主任 調理員主任 校務員主任	1人 1人 1人	3人	20.0%	労務 主任
				作業員	1人			1人
3級	自動車運転手、作業員 等技能職員の主任の 職務又はこれに相当 する職務	3人	20.0%	作業員主任	3人	3人	20.0%	技能 主任
4級	極めて高度の技能又 は経験を必要とする 業務を行う技能主査 の職務	0人	0.0%	技能主査	0人	0人	0.0%	技能 主査
合 計		15人	100%					

※ (%) は各項目で四捨五入しているため、合計が 100% とならない場合があります。